

公立病院改革プランの概要

団 体 名	芦屋市						
プ ラ ン の 名 称	市立芦屋病院改革プラン						
策 定 日	平成	21年	3月	31日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成 25年度			
病院の現状	病 院 名	市立芦屋病院					
	所 在 地	芦屋市朝日ヶ丘町39番1号					
	病 床 数	272床					
	診 療 科 目	内科・腫瘍内科・消化器内科・呼吸器内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・整形外科・放射線科・麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		当病院は、地域の中核病院として、患者ニーズに的確に応える医療の提供を通じて、市民の健康維持・増進に貢献する。具体的には、二次医療機関として内科、外科をはじめとする12の診療科による基本診療機能を堅持し、一次医療機関、三次医療機関との連携を重視した総合診療機能による「良質で安全、安心な医療」の提供を行う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		平成21年4月から地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行を予定しており、政策医療や病院の施設整備等に関しては、地方公営企業法に基づく繰出基準の運営費負担金を交付する。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	經常収支比率	81.4	76.1	81.6	81.6	72.6	
	職員給与費比率	65.0	84.4	73.7	76.9	75.1	
	病床利用率	75.2	67.4	80.0	80.0	80.0	
	患者1人1日当たり収入額(入院)(円)	30,988	33,560	35,250	37,013	38,864	
	患者1人1日当たり収入額(外来)(円)	6,777	7,520	8,000	8,200	8,405	
上記目標数値設定の考え方		改革プランに基づき医療資源の確保や診療機能の向上のための施設改修(病棟建替等)により、公立病院として魅力ある病院づくりを行い職員の意識改革とともに病院の経営改善を実現する。經常黒字化の目標年度は、平成29年度。					

				団体名 (病院名)	芦屋市 (市立芦屋病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延入院患者数		48,966	43,800	51,830	48,910	48,910	
年延外来患者数		85,937	75,816	83,006	81,070	81,070	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	○病棟の老朽化・狭隘化等により建替える必要があることから、新病棟建設に併せて病床数の見直しを行うこととし、芦屋市の人口動態等を鑑み必要病床数を一般病床175床、緩和ケア病床24床の計199床とする。					
	経費削減・抑制対策	○給与費の適正化として固定費部分と流動費部分に区分する方向で職種別給料表や成果主義などを反映させる手当の新設・変更・廃止を行う。 ○市場原理に基づいて適切なサービスの確保が期待できる業務については、民間委託の導入・拡充を検討し、複数年契約や複合契約など多様な契約方法を活用する。 ○診療材料及び薬品についての物流一元化システムを導入し不在庫の根絶と経費縮減を図る。					
	収入増加・確保対策	○医療機能の充実を図り、他病院や診療所との相互協力環境を強化することで、当病院の診療機能が有効に活用されるネットワークを実現することにより収入の確保につなげる。 ○高度医療の水準を維持・向上させるため大学関連機関との連携を強化し優れた医師・看護師・医療技術員の確保を図る。 ○高度医療機器のオープン利用や検査件数の増加、施設基準の点検整備を進め、より良質で効率的な医療サービスの提供により収益増を図る。					
その他	○クレジットカードによる医療費支払システムの導入(平成21年1月より) ○医師、看護師の専門性や知識の向上を図るため、院内研修の実施や外部研修・学会への参加の促進						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	63.4%	18年度	67.9%	19年度	75.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	市立芦屋病院の施設は、南病棟から外来棟の建設まで数次にわたる建て増しによる患者動線の長さや、診療・検査・入院機能の分散による使い勝手の悪化から効率的な医療サービスの提供に著しい支障をきたしている。また、築後40年を超える南病棟及び中棟は老朽化が進む中、一部に耐震強度の観点からも改善を求められているところであり病棟建替えと併せて病床数を199床体制に移行する。					

団体名 (病院名)	芦屋市 (市立芦屋病 院)
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する阪神南医療圏には下記の公立病院・私立病院等が開設されている。 関西労災病院 642床 県立尼崎病院 500床 兵庫医科大学病院 1,006床 県立西宮病院 400床 県立塚口病院 400床 市立西宮中央病院 257床 笹生病院 158床			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立病院(県立・市町立・一部組合立)は、国から平成19年12月に示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを行うこととされている。再編・ネットワーク化に当たっては、当保健医療計画に記載した4疾病5事業等の医療連携において求められる医療機能の確保に留意し県民への理解を求めつつ、検討を進める。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度4月～	<内容> ① 県立西宮病院、西宮市立中央病院及び市立芦屋病院との3病院において、ネットワークを構築し、次の項目で相互補完・連携を行う。 ・救急医療 ・周産期医療 ・診療科の相互補完・連携 ・研修・研究 ② 3病院長等によるネットワークの協議を行う。 ③ 平成21年9月末に結論をまとめる。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合		
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	
		<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
		<時期> 平成19年9月 平成19年11月 平成20年12月 平成21年3月 平成21年4月	<内容> 市立芦屋病院運営検討委員会より地方独立法人(非公務員型)へ可及的速やかに移行することの答申を受ける。 地方独立行政法人移行準備室設立 地方独立行政法人定款等を否決 議会において地方公営企業法全部適用の審議 地方公営企業法全部適用へ移行予定		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	有識者・地域住民・当市職員より構成される委員会において、業務実績評価と併せて改革プランの実施状況についての評価を行い、公表する。			
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年9月頃			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	芦屋市 (市立芦屋病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	2,615	2,462	2,407	2,883	2,849	2,959
	(1) 料 金 収 入	2,233	2,100	2,040	2,491	2,475	2,582
	(2) そ の 他	382	362	367	392	374	377
	うち他会計負担金	173	179	181	195	182	182
	2. 医 業 外 収 益	355	410	415	388	383	376
	(1) 他会計負担金・補助金	300	359	370	343	343	336
	(2) 国 (県) 補 助 金	8	6	0	0	0	0
	(3) そ の 他	47	45	45	45	40	40
	経 常 収 益 (A)	2,970	2,872	2,822	3,271	3,232	3,335
	支 出	1. 医 業 費 用 b	3,285	3,284	3,483	3,778	3,824
(1) 職 員 給 与 費 c		1,588	1,600	2,031	2,125	2,191	2,223
(2) 材 料 費		551	517	504	671	664	694
(3) 経 費		973	1,005	769	787	786	764
(4) 減 価 償 却 費		165	145	157	185	173	752
(5) そ の 他		8	17	22	10	10	10
2. 医 業 外 費 用		237	246	225	229	137	148
(1) 支 払 利 息		78	73	63	67	64	105
(2) そ の 他		159	173	162	162	73	43
経 常 費 用 (B)		3,522	3,530	3,708	4,007	3,961	4,591
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 552	▲ 658	▲ 886	▲ 736	▲ 729	▲ 1,256	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	5	7	5	5	5	5
	2. 特 別 損 失 (E)	12	20	15	15	15	15
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 7	▲ 13	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10
純 損 益 (C)+(F)	▲ 559	▲ 671	▲ 896	▲ 746	▲ 739	▲ 1,266	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 5,737	▲ 6,408	▲ 7,304	▲ 8,050	▲ 8,789	▲ 10,055	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	521	551	361	333	337	349
	流 動 負 債 (イ)	296	445	290	313	314	315
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	▲ 225	▲ 106	▲ 71	▲ 20	▲ 23	▲ 34	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	219	119	35	51	▲ 3	▲ 11	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	84.3	81.4	76.1	81.6	81.6	72.6	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	79.6	75.0	69.1	76.3	74.5	66.6	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	60.7	65.0	84.4	73.7	76.9	75.1	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	▲ 225	▲ 106	▲ 71	▲ 20	▲ 23	▲ 34	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病 床 利 用 率	67.9	75.2	67.4	80.0	80.0	80.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名
(病院名)

芦屋市(市立芦屋病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	30	140	250	165	1,980	5,080
	2. 他会計出資金	120	182	82	85	109	356
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金	50	105	0	0	0	0
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他	1	0	0	0	0	0
	収入計(a)	201	427	332	250	2,089	5,436
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-(b)+(c)(A)							
支 出	1. 建設改良費	62	144	268	170	1,985	5,085
	2. 企業債償還金	180	275	118	139	187	560
	3. 他会計長期借入金返還金	165	145	166	131	106	116
	4. その他	50	73	0	0	0	0
	支出計(B)	457	637	552	440	2,278	5,761
差引不足額(B)-(A)(C)		256	210	220	190	189	325
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	253	204	220	190	189	325
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	3	6	0	0	0	0
計(D)	256	210	220	190	189	325	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(2,692) 473,900	(39,353) 538,179	(55,180) 550,368	(17,934) 524,382	(0) 524,533	(0) 518,012
資本的収支	(0) 119,798	(0) 181,986	(0) 81,777	(0) 85,468	(0) 108,514	(0) 356,203
合計	(2,692) 593,698	(39,353) 720,165	(0) 632,145	(0) 609,850	(0) 633,047	(0) 874,215

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。